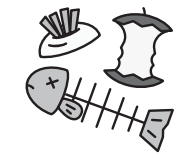


# 年末年始 ごみの収集について

年末年始

- ごみは必ず **朝8時** までにお出してください。
- 年末年始はごみの収集量が増え、通常より収集時間が前後することがあります。
- 粗大ごみの有料戸別収集は混雑が予想されますので、お早めにご予約ください。

もえるごみ



	年末最終日	年始開始日
月・木コース	12月31日(月)	1月7日(月)
火・金コース	12月28日(金)	1月4日(金)
水・土コース	12月29日(土)	1月5日(土)

もえないごみ

	年末最終日	年始開始日
Aコース	12月20日(木) 金属	1月7日(月) ビン
Bコース	12月19日(水) 金属	1月8日(火) ビン
Cコース	12月19日(水) ビン	1月7日(月) 金属
Dコース	12月21日(金) 金属	1月10日(木) ビン
Eコース	12月21日(金) ビン	1月8日(火) 金属

資源  
(古紙・布類)

※資源は、品目ごとに収集時間が異なる場合があります。

	年末最終日	年始開始日
Aコース	12月27日(木)	1月17日(木)
Bコース	12月26日(水)	1月16日(水)
Cコース	12月24日(月)	1月14日(月)
Dコース	12月28日(金)	1月18日(金)
Eコース	12月25日(火)	1月15日(火)

粗大ごみ

	年末最終日	年始開始日
有料戸別収集	12月12日(水)	1月7日(月)
自己搬入	12月28日(金)	1月4日(金)

## し尿、浄化槽清掃

- 生し尿 (有)松伏清掃事業 ☎991-3011  
 浄化槽清掃 (有)松伏清掃事業 ☎991-3011  
 共栄商事(有) ☎991-4828  
 エスシーエス(株) ☎936-1234

ご注意ください

## 事業所のごみは集積所に出せません

事務所や店舗などの事業所から出るごみ(従業員が消費して出たごみも含みます)は、集積所に出すことはできません。事業者自身の責任で適正に処理してください。自己処理できない場合は、町の許可業者へ処理を委託してください。

事業系ごみが収集されずに放置されて近隣の迷惑になることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは「平成19年度ごみ・資源収集日程表」をご覧ください。

# 年末年始 特別警戒取締り

年末年始

12月15日(土)～1月3日(木)

年末年始に発生が予想されるひったくりや侵入盗などの犯罪を防止しましょう！



### ひったくり被害の防止

- ・自転車の前カゴに被害防止ネットをつける  
自転車の前カゴからの被害が、ほとんどです。
- ・バッグは車道と反対側に持つ

### 侵入盗の防止

- ・窓やドアなどに補助錠を取付ける
- ・窓ガラスの内面に防犯フィルムを貼る
- ・ごみ出しなどのわずかな時間でも鍵をかける
- ・家の周囲は見通しをよくする  
鍵のかかっていない場所を探して侵入してきます。

## 税務課のお知らせ

# 年末調整及び確定申告の手続きについて

所得税の年末調整や確定申告で使用する控除資料・各種証明書を発行しますので、お申し出ください。なお、窓口にお越しの際には、本人確認ができるもの(健康保険証や免許証など)をお持ちください。

### 【国民健康保険税額・介護保険料額の所得控除資料】

平成19年1月1日～12月31日に納付した分の資料(ハガキ)は、平成20年1月下旬に送付する予定です。それ以前に資料が必要な方は、申請により発行します。

※なお、介護保険料が年金から差し引かれている方は、本人以外の方の申告には使用できませんのでご注意ください。

【障害者控除】 介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、精神及び身体上の障害(寝たきり状態や認知症など)が一定の要件に該当することが、認定調査票または主治医意見書から確認できる方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

【医療費控除】 介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項が主治医意見書から確認できる方には、おむつ使用証明書を発行します。なお、町で発行できる方は、前年におむつ代の医療費控除を受けている方ですので、初めての方は医療機関で発行したものがようになります。

### ■各控除資料・証明書に関する問合せ／

国民健康保険の所得控除資料について………税務課 収納管理担当 ☎991-1835  
 介護保険の所得控除資料や証明書について…住民ほけん課 介護保険担当 ☎991-1886

### 参考【国民年金保険料の控除証明書(ハガキ)について】

平成19年11月上旬もしくは平成20年2月上旬に、社会保険庁から送付されます。詳しくは社会保険事務所へお問合せください。

■問合せ／春日部社会保険事務所 ☎048-737-7111  
 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911